

国連租税枠組条約交渉の振り返りと今後の取組

— 離脱する米国、後ろ向きの日本と
OECD加盟国、団結する途上国 —

金子文夫

2025年6月29日

はじめに

- * **国連租税条約**（国際租税協力に関する国連枠組条約）
 - ・ UN Framework Convention on International Tax Cooperation : **UNFCITC**
 - ・ 気候変動枠組条約（UN Framework Convention on Climate Change : **UNFCCC**）の国際租税版
 - ・ 国際課税問題（グローバル税制）はこれまでOECD（先進国クラブ）が主導して取り組んできたが、これに対してグローバルサウスからの批判が高まり、国連によるルール形成を目指して国連租税条約の交渉が進行中
- * 報告の構成
 - I. グローバル税制はなぜ必要か
 - II. OECDの取組み
 - III. 国連租税条約の準備過程
 - IV. 国連租税条約交渉の現状と展望

I. グローバル税制はなぜ必要か

1. 富の偏在と課税逃れへの対応

* 富の偏在

- ・世界の資産の上位集中
 - 上位1%が世界全体の38%を保有
 - 上位10%が76%、下位50%は2%（世界不平等研究所、2021年）
- ・世界上位0.0001%（100万分の1）が世界GDPの13%を保有
- 1980年代には3%、集中度を高めている（ズックマン、2024年）

* 課税逃れ

- ・タックスヘイブンをなどを利用する課税逃れは年間4920億ドル（TJN、2024年）
- ・超富裕層は巨大多国籍企業の株主、株価上昇で資産は増えるが、売却しなければ課税されない⇒所得税でなく資産税が有効

2. 国際課税ルールの革新の必要

* 20世紀の国際課税

- ・課税権は1国単位—所得税、法人税
- ・国境を超える課税問題には租税条約によって課税権調整
- 二重課税防止
- ・多国籍企業の子会社には独立企業原則で対応

* 21世紀の国際課税

- ・グローバル化への対応—課税権力のグローバル化（国際課税協力）の必要
- ・デジタル化への対応—物理的拠点を課税根拠としてではデジタル経済が生み出す価値を的確に把握できず、適切な課税ができなくなった

3. グローバル課題の財源の必要

- * 1国単位の税収確保
 - ・グローバル化・デジタル化による課税逃れ、1国税収の減少
 - ・グローバル税制は、まず1国単位の税収確保にあてられる
 - ・OECDのBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの目的
- * グローバル課題への財源確保
 - ・SDGsの財源の不足
 - 必要額一年間4兆ドル⇒2030年には6.4兆ドル（OECD）
 - ODA総額—OECD諸国の2国間ODA総額2300億ドル（2023年）
 - ODA削減の流れ—USAID（米国際開発庁）解体、欧州諸国の軍事費増大
 - ・革新的財源—グローバル連帯税
 - グローバル活動に課税、グローバル機関が管理、グローバル課題に税収を投入（炭素税、国際輸送税、金融取引税、多国籍企業税、超富裕層課税）

II. OECDの取組み

1. 国際連盟からOECDへ(1)

- * 20世紀前半、多国籍企業の形成
 - ・1国課税主権が越境する経済活動（先進国から途上国への資本移動）にどう対応するか
 - ・先進国（居住地国）と途上国（源泉地国）、二重課税問題の発生
 - ・2国間租税条約による二重課税の排除、課税権の配分が課題
- * 国際連盟におけるモデル租税条約の提起
 - ・1928年、マドリッド・モデル双務協定採択（居住地主義原則）
 - ・1943年、メキシコ・モデル条約採択（源泉地主義原則）
- * 20世紀後半、OECDのモデル租税条約（居住地主義の優位）
 - ・1963年、所得及び資本に関するモデル租税条約
 - ・1977年、OECD租税条約モデル作成

1. 国際連盟からOECDへ(2)

- * OECD (経済協力開発機構、先進国中心の国際機関)
 - ・ 歴史—1948年マーシャルプランの受け皿OEEC (欧州経済協力機構)
1961年、OECDに改組 (開発援助も課題に入れる)
 - ・ 役割—国際経済全般の協力、ルール形成 (経済成長、貿易拡大、開発援助)
 - ・ 加盟国の拡大—16カ国から38カ国へ、西欧からアジア、東欧、中南米へ
アジア (日本、韓国、トルコ、イスラエル)
中南米 (メキシコ、チリ、コロンビア、コスタリカ)
- * OECDのタックスヘイブン対策ルール形成
 - ・ 外国子会社合算税制、移転価格税制、過少資本税制など
 - ・ 1998年、「有害な租税競争」報告書
- * 税務行政のグローバル化
 - ・ 1988年、**税務行政執行共助条約**
 - ・ 2006年、税の透明性と情報交換に関する**グローバル・フォーラム**
 - ・ 2014年、**金融口座情報の自動交換制度** (共通報告基準)

2 BEPSプロジェクトの推進(1)

- * 背景
 - ・ 経済グローバル化、デジタル化の進行のなか、各国税制の違いを抜け穴に租税回避を図る多国籍企業 (無形資産を利用したアグレッシブ・タックス・プランニング)
 - ・ リーマンショック、ユーロ危機以後、アップル、グーグル、スターバックス等が多額の利益に比べて法人税を少ししか払っていないことを市民、議会が問題視
 - ・ 税負担の不公平、租税回避できる大企業・富裕層と回避できない一般層との格差拡大
税収逸失額の増加などの問題が深刻化
- * **BEPSプロジェクト**の進展
 - ・ 2012年、OECD租税委員会、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクト立ち上げ
 - ・ OECDとG20の共同プロジェクトに格上げ、40カ国参加
 - ・ 2015年、15項目の最終報告書公表、G20アンタルヤ・サミットで承認
 - ・ 2017年、BEPS防止措置実施条約成立、60カ国署名

2 BEPSプロジェクトの推進(2)

* 15項目の行動計画

- ・ 行動計画 1 デジタル経済の課税上の課題への対応
- ・ 行動計画 2～10 租税回避を防止する国際的ルールの一貫化、明確化
外国子会社合算税制、移転価格税制等
- ・ 行動計画11～13 多国籍企業情報の収集、開示、文書化
- ・ 行動計画14～15 相互協議の実施、多国間条約
- ・ ミニマムスタンダード—行動計画5, 6, 13, 14
- ・ ベストプラクティス—行動計画2, 3, 4, 7, 8-10, 12

* BEPSの3原則

- ・ **実質性**—課税利益認識の場と経済活動・価値創造の場を一致させる
- ・ **透明性**—各国政府・グローバル企業の活動について
- ・ **予見可能性**—租税紛争の効果的解決と合意事項の一貫した実施

3 BEPS2.0(Inclusive Framework、包摂的枠組)(1)

* デジタル課税—先送りされた行動計画 1 (デジタル課税) の検討

- ・ 物理的拠点 (PE) のない市場国に、いかなる論理・基準で課税権を配分させるのか
- ・ 2016年開始、参加国を拡大 (40カ国から140カ国・地域へ)

* **課税権の配分基準**、三つの考え方 (2018年、OECDが論点整理)

① ユーザーの価値創造への参加 (英国案)

利用者がデジタルサービスに反応・参加し、ビッグデータなどの価値創造に貢献

② マーケティング無形資産 (ブランド、顧客データ) (米国案)

特許、デザイン等の一般的な営業無形資産とは区別された、直接顧客基盤を築くために投資された顧客データなどの無形資産

③ 重要な経済的存在の定式配分 (売上、資産、従業員数) (インド等新興国案)

多国籍企業のグローバルな利益を対象にして、価値創造にかかわる要素 (売上、資産、従業員数) を定式に基づき各国に配分

3 BEPS2.0(Inclusive Framework、包摂的枠組)(2)

* OECDによる2本柱の提案 (2019~21年)

* 第1の柱 (市場国への新たな課税権の配分)

- ・ 売上高200億ユーロ超、利益率10%超のグローバル企業（全世界で約100社）を対象に、利益率10%を超える超過利益のうち25%を利益A、75%を利益Bに区分
- ・ 利益Aは各市場国に売上高に応じて配分、利益Bは販売活動に標準的利益率を適用して課税
- ・ ①②③を統合した提案
- ・ PE原則（物理的拠点なければ課税なし）の転換
- ・ 独立企業原則の修正（多国籍企業グループの利益を一体として集計）

3 BEPS2.0(Inclusive Framework、包摂的枠組)(3)

* 第2の柱 (グローバル・ミニマム課税)

- ・ 売上高7.5億ユーロ以上の多国籍企業（全世界で約8000社）を対象に各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保
- ・ 三つのルール
 - (1) 国内ミニマム課税 (QDMTT) — 多国籍企業の子会社所在国で課税
 - (2) 所得合算ルール (IIR) — 多国籍企業の親会社所在国で課税
 - (3) 軽課税所得ルール (UTPR) — (1)(2)以外の多国籍企業グループ会社所在国で課税
- ・ (1)⇒(2)⇒(3)の順に実効税率が15%になるまで追加課税
- ・ 法人税引下げ競争に歯止めをかけるという意味で画期的
- * 2021年10月、2本柱の提案、OECD/G20最終合意（100年に一度の歴史的改革）
 - ・ 第2の柱は各国ごとに国内法制を整備、実施へ
 - ・ 第1の柱は2023年10月、多国間条約の条文公表、各国は署名手続へ
 - ・ 2024年成立の予定⇒米国（議会共和党）の不同意、トランプ政権は国際合意離脱

3 BEPS2.0(Inclusive Framework、包摂的枠組)(4)

- * **BEPS2.0批判の高まり** (途上国、国際NGO・国際労働組合)
 - ・ 先進国に有利な内容で途上国にメリットが少ない
 - ・ ルール形成がOECD主導で、途上国は課題設定や意思決定に実質的に参加できていない
 - ・ 決定事項が途上国の実情に合わず、税務当局の能力では対応できない
 - ・ 「違法な資金の流出」問題など、途上国が抱える課題に対応できていない
 - ・ 国連モデル租税条約にデジタル課税を盛り込むことを求める

III 国連租税条約の準備過程

1 国連の取り組み(1)

- * **SDGs**と開発資金 (2015年9月)
 - ・ 目標17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化
 - ・ 目標17.1 課税・徴税能力向上のため途上国への国際的支援を通じて国内資金動員
- * **国連開発資金会議**の流れ (MDGsからSDGsへ)
 - ・ 第1回、2002年、モンテレー (メキシコ)
 - ・ 第2回、2008年、ドーハ (カタール)
 - ・ 第3回、2015年、アディスアベバ (エチオピア) — 「アディスアベバ行動目標」
国際租税協力による課税・徴収能力の強化
 - ・ 第4回、2025年、セビリヤ (スペイン)
- * **税の協力プラットフォーム** (PCT: Platform for Collaboration on Tax)
 - ・ 2016年始動、国連・OECD・IMF・世銀が連携、途上国の税制改革、能力構築支援
 - ・ 国際課税、環境税、国内資金動員など

1 国連の取り組み(2)

* **国連租税委員会** (UNTC; 租税協力専門家委員会)

- ・政府代表でない、経済社会理事会傘下の専門家委員会
- ・デジタル課税小委員会

2019年、OECDのBEPS2.0 第1の柱に対する国連租税委員会意見書

途上国への税収配分、簡素な制度設計、執行能力への配慮を要請

途上国に課税権が配分されない懸念、源泉徴収課税の提案

- ・2021年、国連モデル租税条約の改訂

12条B項一 自動化されたデジタルサービス (ADS: オンライン広告、SNS、検索エンジンなど) を対象に、非居住者が得る利益に対して、市場国が源泉徴収税を課す (租税条約に基づく課税)

1 国連の取り組み(3)

* **FACTI PANEL** (High Level Panel on International Financial Accountability, Transparency and Integrity for Achieving the 2030 Agenda)

- ・2020年3月設置、国連総会議長のもと、17人の委員
- ・SDGs達成のため、国際的資金の説明責任、透明性、公正性に関するハイレベル・パネル
- ・2021年2月、**14項目**の勧告—多国間国連租税条約の締結 (勧告2)
各種の租税協力機構の国連のもとへの統合 (勧告14B)

2 国連事務総長報告(2023年8月)(1)

* 2022年12月、二つの国連総会決議

- ・ 12月14日「持続可能な開発促進のため、違法な資金の流出に対抗し、資産回収を強化する国際協力の促進」に関する決議
- ・ 12月30日「**国連における包摂的かつ効果的な国際租税協力の促進**」に関する決議
 - ナイジェリア提案採択
 - 途上国のルール形成への参加を実質的に保障
 - 持続可能な開発のための資金を確保、違法な資金の流出の抑制
 - 価値創造地点での課税
 - 米国の修正案は否決
 - 包摂的な政府間フォーラムで国際租税協力の枠組を創出すること
 - **事務総長は選択肢を示した報告書を作成**すること

2 国連事務総長報告(2023年8月)(2)

* 2023年8月、**事務総長報告書**「国連における包摂的かつ効果的な国際租税協力の促進」

- ・ 国際租税協力における国連とOECDの役割を実体面と手続面から比較検討
- ・ OECD IF (BEPS2.0) は途上国の参加の点で問題がある
 - 実体面：途上国の現実に合わない—包摂性・実効性に問題
 - 手続面：OECD非加盟国はルール形成に実質的に参加できていない
- ・ 国連のもとで包摂的かつ効果的な国際租税協力を促進すべき
- ・ 三つの選択肢
 - ①**多国間租税条約**
 - 法的拘束力のある標準的多国間条約
 - ②**国際租税協力に関する枠組条約**
 - 国際租税協力の原則、ガバナンスについて法的拘束力のある枠組条約
 - 具体的内容は議定書交渉を通じて策定
 - ③**国際租税協力に関する枠組**
 - 主要な原則の枠組を法的拘束力のない形で策定
- ・ いずれの場合も政府間特別委員会が草案を作成

3 国連総会決議（1）

- * 国連総会への ナイジェリア提案（2023年11月）
 - ・ 選択肢②を提起－包摂的・効果的な国際的租税協力には国連枠組条約が必要
 - ・ 枠組条約の付託事項の草案策定のため政府間特別委員会を設置
 - ・ 特別委員会委員は地域的かつジェンダーバランスを考慮して20人以内で構成
 - ・ 2024年8月までに国際組織、市民社会組織の意見を受けて草案を作成
 - ・ 2024年9月の国連総会に特別委員会の報告を提出
- * 国連総会第二委員会決議
 - ・ 2023年11月22日採決「**国連における包摂的かつ効果的な国際租税協力の促進**」
 - ナイジェリア案 賛成125：反対48：棄権9（日本は反対）
 - イギリス修正案 賛成55：反対107：棄権16（日本は賛成）
- * 国連総会決議
 - ・ 2023年12月22日裁決

3 国連総会決議（2）

- * 政府間特別委員会 の進展
 - ・ 2024年2月、特別委員会発足、事務局設置
 - アフリカ：ガーナ、ケニア、モロッコ、エジプト
 - 中南米：コロンビア/ボリビア、メキシコ/チリ、バハマ/ジャマイカ、ブラジル/ペルー
 - アジア：シンガポール、インド、韓国、中国
 - 西欧：イタリア、ドイツ、スペイン、ノルウェー
 - 東欧：ロシア、ベラルーシ、エストニア、ポーランド
 - ・ 議長：エジプト、報告者：コロンビア、他の18カ国は副議長
 - ・ 市民社会組織のオブザーバー参加
- * 付託事項草案の作成
 - ・ 目的—内容面・手続面で包括的かつ効果的な国際租税協力体制を構築
 - 持続可能な開発のため、国際租税ルールの正当性・公平性を視野に入れ、国内リソース動員の課題に対処し、公正で効率的な国際租税制度を確立

3 国連総会決議(3)

- ・原則—すべての国の異なるニーズ、優先事項、能力を十分に考慮
 - 各国の課税主権と慣行を尊重
 - 課税権配分の公平性、持続可能な開発に貢献
 - 簡素で運営しやすいルールの制定
 - 納税者と政府にとっての予測可能性
 - 納税者に透明性と説明責任を求める
- ・コミットメント—多国籍企業への公平な課税、富裕層による脱税・租税回避への対処
 - 持続可能な開発に向けた国際租税協力、効果的な相互税務行政支援
 - 税に関する不正な資金の流れへの対応、税務紛争に対する効果的な予防と解決
- ・枠組条約交渉と議定書交渉を並行して進め、2027年までにまとめる
- ・議定書分野—第一の優先テーマ：デジタル越境サービス課税
 - 第二のテーマ：デジタル化経済課税、税に関連する不正な資金フロー対策
 - 税務紛争の予防と対策、超富裕層課税
 - その他のテーマ：環境問題に対する租税協力、税務上の情報交換
 - 税務に関する相互行政支援、有害な税慣行

3 国連総会決議(4)

- * 付託事項草案の採択（2024年8月）
 - ・賛成110、**反対8**（米英加豪NZ日韓イスラエル）、棄権44（EU等）
 - ・反対理由—コンセンサス不十分（OECDとの重複）
 - ・2023年11月の国連総会で反対していたOECD諸国が棄権へ回る
- * 国連総会による付託事項決議（2024年11月）
 - ・2024年11月、賛成124、**反対9**、棄権46
 - ・アルゼンチンが反対に加わり、シンガポールが棄権から賛成に回る
- * 決議の要点
 - ・政府間交渉委員会設置、2025～27年、年3回会合（ニューヨーク、ナイロビ）
 - ・2025年2月、第1回会合、組織運営に関する事項、早期議定書のテーマを決定
 - ・事務局は議長、副議長18名、報告者で構成

IV. 国連租税条約交渉の現状と展望

1 2025年2月会合(1)

- * 2025年2月3日～6日、交渉の進め方に関する基本事項を協議
- * 事務局の構成
 - アフリカ：ガーナ、ケニア、ナイジェリア、エジプト
 - 中南米：コロンビア、チリ、バハマ、セントキッツ・ネビス
 - アジア：中国、インド、サウジ、シンガポール
 - 東欧：チェコ、ポーランド、エストニア、ロシア
 - 西欧：ドイツ、ノルウェー、スウェーデン
 - ・議長：エジプト、報告者：チリ、 他は副議長
- * 意思決定ルール
 - ・先進国はコンセンサス方式、途上国は単純過半数方式を主張
 - ・結論：枠組条約は単純過半数方式、議定書は3分の2賛成方式
- * 早期議定書のテーマ
 - ・デジタル越境サービス提供から生じる所得への課税
 - ・租税紛争の予防と解決

1 2025年2月会合(2)

- * 米国の離脱
 - ・交渉初日（2月3日）、米国代表は条約交渉からの離脱を宣言して退場
 - ・枠組条約は米国の優先事項と一致せず、行き過ぎがあるという理由
 - ・他国にも離脱を呼びかけたが、従う国はなかった
 - ・これに先立って第二次トランプ政権が発足した1月20日、米国政府は米国の課税主権を侵害する国際協定を否認する大統領令を発表
 - ・100年前の米国の国際連盟離脱を想起させる
- * 日本の対応
 - ・交渉最終日（2月6日）、日本政府代表の発言「日本は、交渉プロセスがコンセンサスに達することができるかどうかを注意深く見守りながら、今後の交渉への関与を評価していく」

2 2025年以降の展望(1)

* 3年間のスケジュール

- ・ 2025年8月4-15日、ニューヨーク； 11月10-21日、ナイロビ
- ・ 2026年2月2-13日、ニューヨーク； 8月3-14日、ニューヨーク
11月30日-12月11日、ナイロビ
- ・ 2027年1月18-29日、ニューヨーク； 4月26日-5月7日、ニューヨーク
6月19-30日、ニューヨーク； 秋、国連総会

* 国際機関、市民社会組織などの関与

* 3つの分科会（正式会合間に作業を進めるため）

- ・ 枠組条約と二つの議定書の原案作成のため、三つの分科会を設置
それぞれ2名の共同代表を置く
- ・ 各分科会には必要に応じて作業部会を置く
- ・ 分科会共同代表：枠組条約－ガーナ
サービス課税－ナイジェリア、チリ
紛争予防・解決－ドイツ、ジャマイカ

2 2025年以降の展望(2)

* G20の動向

- ・ 2024年7月、国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言
- ・ 2024年10月、ワシントン、G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明
「国連における、国際租税協力に関する国連枠組条約とその議定書の策定に関する建設的な議論を引き続き奨励する」
- ・ 2025年2月、ケープタウン、G20財務大臣・中央銀行総裁会議議長総括「国際租税協力に関する国連枠組条約の策定に関する、幅広いコンセンサスに達することを目指し進行中の議論の当事者への、建設的な関与を継続することを奨励した」

* 第4回国連開発資金国際会議（2025年6-7月、セビリア）の動向

- ・ 最終ドラフト、パラ28a)「国際課税構造における開発途上国の発言力と代表性を強化」、
28b)「国際租税協力に関する国連枠組条約及びその議定書に関する交渉に引き続き建設的に関与」
- ・ 第1ドラフトにあった「グローバル連帯税」については最終ドラフトで削除

2. 2025年以降の展望(3)

- * BEPS2.0の混迷
 - ・ BEPS-IF会合は継続して開催、協議を継続
 - ・ G20財務大臣・中央銀行総裁会議（2025年2月、ケープタウン）
議長総括では、2本柱の解決策の迅速な実施を支持と記載
 - ・ 第2の柱は各国で国内法改正、実施へ（米国は不参加、中国も未導入）
 - ・ 第1の柱は米国の離脱で実現不可
（必要不可欠な国の批准が条約の発効要件）
- * 各国は独自のデジタルサービス税（DST）実施へ
 - ・ 第1の柱に代わる法人税（利益に課税）または所得でなく売上に課税する
売上税（オンライン広告、プラットフォームサービス等から生じた売上高に
2～3%課税）
 - ・ 導入国および導入検討国は約40カ国
 - ・ 米国の反発、フランス、イギリス、イタリアなど一部の国はBEPS-IF交渉中の
DST凍結で合意
 - ・ カナダは凍結したが、その後解除してDSTを実施

2. 2025年以降の展望(4)

- * 米国の反発
 - ・ DST導入国に報復関税の大統領覚書(2025年2月21日)
 - ・ BEPS2.0の第2の柱（最低法人税率15%）にも反発
 - ・ 「不当」課税国にはその国の企業・個人に課す米国の税率を2倍にして報復
差別的・域外適用的税制を持つ外国企業・個人の所得・配当・利子に課す
米国の税率を毎年5%ずつ引き上げ最大15%まで追加課税
（内国歳入法899条新設）提案
- * G7の米国への譲歩（2025年6月）
 - ・ 第2の柱の軽減課税所得ルール：UTPR一多国籍企業の課税が15%まで
達しない場合、子会社が所在する外国政府が代わりに15%まで課税
 - ・ 軽減課税所得ルールについて米国を例外扱いにする
 - ・ 米国は報復措置を撤回する
 - ・ G7で決められるのか、途上国の反発は必至
 - ・ すでに第1の柱は実施不可、第2の柱も動揺、BEPS2.0は存続できるのか

2 2025年以降の展望(5)

- * 米国の国際課税ルール離脱の意味
 - ・最大の抵抗国の離脱ルール形成が容易になる
 - ・ルールの実効性の低下—米国はグローバル・デジタル企業の総本山 GAFAMはすべて米国系多国籍企業
 - ・米国抜きのルールのもと、米国との関係をいかに調整していくか
- * OECDとグローバルサウスの連携の可能性
 - ・米国とOECD諸国との間に深刻な亀裂
 - ・国連租税条約議定書交渉とBEPS2.0の統合の可能性
- * グローバルサウスのデジタル課税案（2021年、国連租税専門家委員会）
 - ・モデル租税条約に第12条Bを追加
 - ・自動化されたデジタルサービス（ADS：オンライン広告、SNS、検索）所得に源泉徴収

むすび (1)

- * 展望—OECDと国連：競合か補完か？
 - ・OECDは、国連のもとの税制改革は労力のムダと主張
 - ・BEPS2.0の第1の柱が不成立の場合、各国デジタルサービス税の乱立
第2の柱も米国を例外扱いして漂流へ⇒OECDの権威低下
 - ・途上国は、国連枠組条約のもとにBEPS2.0を統合すると主張
 - ・枠組条約の早期議定書テーマ「越境デジタルサービス税」はBEPS2.0第1の柱と重なる
- * 国連租税条約の歴史的意義
 - ・公正、透明性あるグローバル税制の創出
 - 法人税に続き富裕税・環境税・金融取引税へ
 - グローバルガバナンスへの挑戦—世界租税機構（WTO）の設立へ
 - ・背景には先進国と途上国の力関係の転換、グローバルサウスの台頭
 - 日本を含むG7、OECDは改革の抵抗勢力になるのか？

むすび (2)

- * 公正な国際ルールを求める市民社会組織が重要な役割を果たす
 - ・ TJN : Tax Justice Network
 - ・ EuroDAD : The European Network on Debt and Development
 - ・ AFRODAD : African Forum and Network on Debt and Development
 - ・ APMDD : Asian Peoples' Movement on Debt and Development
 - ・ LatinDAD : Latin American Network for Economic and Social Justice
 - ・ OXFAM
 - ・ GATJ : Global Alliance for Tax Justice
 - ・ ICRICT : The Independent Commission for the Reform of International Corporate Taxation

【参考文献】

- * 岡直樹他「具体化する国際課税改革の展望・提言」東京財団政策研究所、2024年3月
- * 金子文夫「国連租税条約の創設へー国際課税制度をめぐる主導権の転換ー」
(月刊『地平』2024年11月号)
- * 金子文夫「変革期に入った国際課税制度ー国連の国際租税協力枠組条約の進展」
(季刊『言論空間』2024年秋号)
- * 金子文夫「動き出した世界 多国籍企業・富裕層に対する公正な課税めざして
ー国連の国際租税協力枠組み条約の設立の可能性と課題ー」
(月刊『前衛』2024年12月号)
- * 増田貴都「国連国際租税協力枠組条約 (United Nations Framework Convention on International Tax Cooperation) について」 (『租税研究』2024年12月号)
- * 森信茂樹『デジタル経済と税ーAI時代の富をめぐる攻防』日本経済新聞出版社、2019年
- * 諸富徹『グローバル・タックスー国境を超える課税権力』岩波新書、2020年
- * 渡辺徹也「デジタルサービス税の理論的根拠と課題」 (『フィナンシャル・レビュー』2020年6月)